



「NIPPON防災資産」認定式

信濃川大河津資料館を拠点とした地域活性化の取り組みが「NIPPON防災資産」に認定され、認定証の授与が行われました！



日時：令和6年9月6日(金) 9:30～10:00
会場：信濃川大河津資料館1Fロビー



内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを、「NIPPON防災資産」として内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣が認定する制度を令和6年5月に新たに創設しました。このたび、有識者による選定委員会での審議を踏まえ、本制度の創設後初めて、「信濃川大河津資料館を拠点とした地域活性化の取り組み」を含めた22件が認定されたことを受け、認定式が行われました。



認定証の授与の様子。国土交通省北陸地方整備局の高松局長より、NPO法人信濃川大河津資料館友の会の横山副理事長に証書が授与されました。



認定書を手にした横山さんは、「信濃川大河津資料館が、防災を考えるきっかけになってくれたら嬉しい。そのためにちより一層活動を充実させたい。」とお話いただきました。



認定式には、信濃川大河津資料館を拠点に地域活性化に取り組んでいるNPO法人信濃川大河津資料館友の会のスタッフをはじめ、同館を管理している信濃川河川事務所の職員も出席しました。

本認定制度の名称を、「遺産」ではなく「資産」としているのは、それぞれの活動が過去のものではなく、現在、そして未来において、価値を発揮し続けるものであってほしいという願いからです。「NIPPON防災資産」の詳細についてはQRコードからWEBサイトをご覧ください。

